

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ● 弁護士：国立情報学研究所客員教授

通信と放送の融合目指し著作権法の「公衆送信」規定を改正 地方公共団体における電子署名の利用拡大を促す法律も成立

■ 著作権法改正：「公衆送信」関連規定を整備

本年度における最も大きな法令の動向は、改正著作権法が2006年12月15日に成立、同月22日に公布されたことである。

同法では、従来からインターネットその他の情報ネットワークなどで、有線・無線を問うことなく、著作物を公衆に流す行為を、「公衆送信」として位置付け、それを著作権者の「公衆送信権」などの対象として定めてきた。同法では、「公衆送信」のうち、「放送」「有線放送」に対して個別規定を置く一方、公衆からの求めに応じて自動的に行うことを「自動公衆送信」と呼んで別途規定を置いている（資料6-3-1）。情報ネットワークとの関係では、今回の改正によって、「公衆送信」に関する規定が主として整備された。

IPマルチキャスト放送への対応

公衆送信に関する最も大きな改正は、「通信・放送の融合」を進展させるため、IPマルチキャスト放送への対応を図ったことである。

IPマルチキャストは、複数の宛先を指定してデータを1回送信すれば、通信経路上のルーターがそのデータを受信して、次の複数のルーターに自動的にコンテンツを送信する仕組みである。IPマルチキャスト放送は、この技術を用いることにより、効率的にコンテンツの配信ができる。IPマルチキャスト放送は、2001年制定の電気通信役務利用放送法に基づく電気通信役務利用放送として認められ、従来のCATVのような有線放送とほぼ同様のサービスが提供されてきた。ところが、IPマルチキャスト放送は、著作権法では「有線放送」ではなく「自動公衆送信」として分類されていた。このため、「有線放送」に比べて、番組を流す際に許諾を取得しなければならない権利者の範囲が広いという難点があった。そこで、「通信・放送の融合」を進展させるという観点から、これを「有線放送」並みにすることが求められてきた。とくにデジタル放送への全面移行に向け、その補完路として地上波放送の再送信という役割が期待されている。

有線放送と同じく「報酬請求権化」へ改正

このため、今回の改正では、「放送の同時再送信」につ

いて、有線放送と同様の取扱い（報酬請求権化）とした。すなわち、①放送される著作物等は、非営利かつ無料の場合には、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信できることとした（38条）。次に、②放送される実演を有線放送した有線放送事業者は、実演家に報酬を支払わなければならないこととした（94条の2）。さらに、③商業用レコードを用いた放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った放送事業者等は、実演家又はレコード製作者に二次使用料を支払うものとした（95条及び97条）。最後に、④放送される実演又はレコードは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、送信可能化することができることとするともに、当該送信可能化を行う者は、実演家又はレコード製作者に補償金を支払わなければならないこととした（102条）。

以上のとおり改正された結果、「融合」の進展が図られたことと同時に、有線放送などにおける実演家・レコード製作者の保護が、改正前よりも厚くなった。

同一構内無線通信、視覚障害者への情報提供

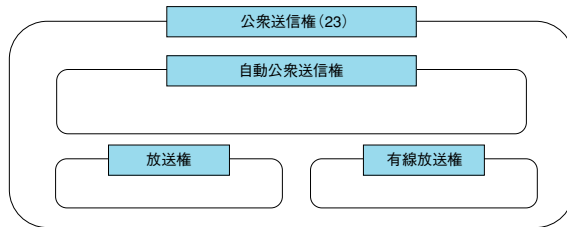
第2に、公衆送信についての例外も拡張されている。まず、従来の著作権法では、有線LANなどの有線送信については同一構内での送信は原則として除外され、著作権者の許諾は不要であった。今回の改正では、同一構内の無線LANなどの無線通信についても、同様に例外として認められた（2条1項7号の2）。

第3に、視覚障害者情報提供施設等は、公表された著作物について、著作権者の許諾がなくても、専ら視覚障害者の用に供するために、録音図書を用いて自動公衆送信（録音図書のインターネット送信）をすることが可能になった（37条）。

「公衆送信」関係以外でのデジタル対応

公衆送信の関係以外でも、デジタルへの対応が行われている。最近ではハードディスクのような記録媒体内蔵機器の普及が進んでいる。こうした機器が故障したような場合、保守・修理時の一時的固定等は、従来の著作権法では個別

資料6-3-1 著作権者の「公衆送信権」：「放送権」と「有線放送権」、および「自動公衆送信権」



※括弧内の数字は条番号

出所 文部科学省文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」
2006年8月

に許諾を得るか、事前に包括的な契約を行わなければ違法となる状態であった。しかし、個別許諾取得などの方法によろうとしても、権利者が膨大になるなどの理由から関係者の自主的な取組では対応が困難な場合が想定される。また、修理業者の事業活動を萎縮させることによる国民生活への影響が大きい。そのため、前記記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度で保守・修理または当該機器の欠陥等による交換のため、一時的に複製できることになった(47条の3)。

■ 電子署名にかかわる地方公共団体の認証業務に関する法律の改正

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律も、2006年5月19日に改正が成立し、同月26日に公布された。電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等および裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大するという内容である。

■ その他の法令の動向：

■ 早期成立が望まれるサイバー犯罪への対応

以上に対し、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」は、サイバー犯罪条約に対応するため、コンピュータウイルスに関する不正行為の処罰規定新設などを盛り込んでいるが、2004年春の通常国会から現在の通常国会に至るまで法案として提出され続けている。

それにもかかわらず、国会で塩漬け状態となっており、現在も成立していない。サイバー犯罪に対処するために要する部分だけでも、早期の成立が望まれる。

■ 日本工業規格の動向

資料6-3-2 整備されたインターネット関連法律（公布年月日順）

法令	成立日	公布日	概要
著作権法(改正)	2006年12月15日	同月22日	IPマルチキャスト放送への対応等
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(改正)	2006年5月19日	同月26日	利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大

出所 筆者作成

法令ではないが、本領域に関して重要な日本工業規格についても重要な動きが発生したので、その動向について説明を付加しておく。

情報セキュリティ領域の規格

まず、情報セキュリティの領域に関する規格の動向は、次のとおりである。

2005年10月に国際規格化されたISO/IEC 27001:2005 (Information technology - Security techniques - Information security management systems - Requirements) が、2006年5月にJIS Q 27001:2006 (情報技術-セキュリティ技術-情報セキュリティ管理システム-要求事項) として制定された。それと同時に、ISO/IEC 17799:2005 (Information technology-Security techniques-Code of practice for information security management) も、ISO/IEC 27000シリーズに伴う番号変更計画を先取りして、その技術内容および構成を変更することなく、JIS Q 27002:2006 (情報技術-セキュリティ技術-情報セキュリティ管理の実践のための規範) として2006年5月に制定されている。これに伴い、日本情報処理開発協会(JIPDEC) が運営してきたISMSもJIS Q 27001:2006を認証基準とするものへと移行した。

7年ぶりの規格改訂で個人情報保護法に対応

次に、プライバシーマーク制度が準拠してきた日本工業規格「JIS Q 15001：1999」が、2006年5月20日、約7年ぶりに改正され、「JIS Q 15001：2006 (個人情報保護マネジメントシステム-要求事項)」となった。これに伴い、プライバシーマーク制度も新JIS Q 15001へと移行した。今回の改正は、すでに施行済みの個人情報保護法に対応することを目的としている。改正前の同JISは同法の制定前に作られているので、必ずしも同法に整合していない部分が存在していたからである。この改正によって、同JISが同法をベースにした制度であることが明確化された。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp